



# 長野県報

5月28日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第109号

## 目 次

### 告 示

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食品・生活衛生課）	1
卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定（農業政策課農産物マーケティング室）	2
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	3

### 公 告

随意契約の相手方の決定（情報政策課）	3
随意契約の相手方の決定（総務事務課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課）	4
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	8



### 長野県告示第260号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部 守一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 小池 広昭  
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地

(1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

開催年月日	内 容	会場の名称及び所在地
令和2年 10月11日(日)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	松本市 松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
令和2年 10月23日(金)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	長野市 ホテル信濃路 長野市中御所岡田町131-4
令和2年 10月30日(金)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	上田市 長野県上田合同庁舎 上田市材木町1-2-6
令和2年 11月6日(金)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	箕輪町 伊那プリンスホテル 上伊那郡箕輪町中箕輪8288-1

## イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円  
 (1) 業務従事者に対する講習 4,500円

## (2) 第2型業務従事者講習

## ア 受講対象者、内容及び受付期間

受講対象者	内 容	受付期間
遠隔地に居住する者 その他(高齢者等)	クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習	令和2年8月3日から 令和2年8月31日まで

## イ 受講料

- (7) クリーニング師の研修 5,000円  
 (1) 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

**長野県告示第261号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 開設者の名称及び住所

- (1) 名称  
長野県連合青果株式会社  
代表取締役 堀 陽介

## (2) 住所

上田市秋和531-1

## 2 地方卸売市場の名称

上田連合地方卸売市場

## 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

- (1) 位置  
上田市秋和531-1  
(2) 取扱品目  
野菜及び果実並びにこれらの加工品

## 4 認定年月日

令和2年5月25日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

農業政策課農産物マーケティング室

**長野県告示第262号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯田市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

干害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第263号**

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1000）

## 2 作業期間

令和2年3月31日から令和2年9月30日まで

## 3 作業地域

木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村

建設政策課

**長野県告示第264号**

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（街区多角点【10B64】移設）

## 2 作業期間

令和2年4月22日から令和2年5月29日まで

## 3 作業地域

長野市

**建設政策課**

**長野県告示第265号**

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

道路台帳図補正更新

## 2 作業期間

令和元年10月15日から令和2年3月24日まで

## 3 作業地域

松本市

**建設政策課**

**長野県告示第266号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 全部について指定を解除する区域の名称

唐沢川5

## 2 全部について指定を解除する区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県北信建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年6月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年5月28日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 403号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字東町2744番の2地先から下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字東町2733番の6地先まで	旧	m 6.0～20.0	km 0.0980
同上	新	7.5～22.8	0.0980

**道路管理課**

**選告示第11号**

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行します。

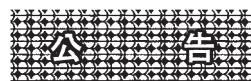
令和2年5月28日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第7条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

**選挙管理委員会**

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年5月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和2年度長野県自治体情報セキュリティクラウド運用業務委託一式

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月23日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 電算